



今秋、供用開始が予定されている新湊大橋 澤村撮影

豊饒の射水

射水市議会
社民党議員会

さわむら おさむ
澤村 理
議会活動報告

2012年5月発行

No.5

災害に強いまちづくりに全力を

風薫る季節となりました。新年度がスタートしてすでに一ヶ月以上過ぎましたが、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

さて、市議会3月定例会で可決された射水市の今年度予算も走り出しています。昨年の東日本大震災の教訓を受けて、防災計画の見直しや中小学校の耐震補強など、災害に強いまちづくりを一層推進するものとなっています。市民の安全・安心を第一にさまざまな取り組みを進めなければならぬという思いを改めて強くしております。

以下、昨年の12月定例議会以降の活動概要をご報告いたします。

平成23年12月定例会

総務文教常任委員会の副委員長を拝命

今任期中で2回目の議会の改組が行われ、予想もしていなかったのですが、会派間の話し合いにより、総務文教常任委員会の副委員長を拝命することとなりました。私自身は、ほぼ議会開会直前に聞かされ、突然のことに非常に驚きました。一期目でも野党の議員にこんな重要な役職がつとまるのか不安ではありましたが、山積する諸課題に全力で当たれと先輩議員に励まされ、お受けすることにしました。

また、議会開会直前に市内の中学生が自殺する

という悲しい事件があり、拜命早々、担当の委員会として重大な案件に直面しました。

こうした動きがあり、正直に申しますとかなり精神的な動揺もありましたので、一般質問は行わず、予算特別委員会において次の質問をしました。

問一 市行革推進会議委員の選出の基準と人数について

平成22年は事業仕分け、平成23年は事業外部評価を行った市行財政改革推進会議委員の選出の基準は。また、要綱では定数10名となっているが、なぜ実際は7名にとどまっているのか。

答弁(まちづくり課長) 極力識見の高い方々で行革について積極的に議論していただくといった観点で人選した。また、極力少人数で議論していただくということで7名としている。

問二 各種委員会、審議会等の委員構成のガイドラインについて

本市には、行革推進会議のような各種委員会や審議会が53あるとのことだが、富山市や高岡市のように委員を構成するに当たつての統一したガイドラインはあるのか。

答弁(まちづくり課長) 市長政策室長名での「審議会等の見直しについて」という通知で委員数



の見直し等について各課に徹底しているが、(仮称)「審議会等の設置及び運営に関する要綱」の策定について検討中であり、年度内にはその素案を作成する予定である。

問三 国民健康保険の一部負担金減免制度の周知について

事情により離職して収入が無くなった方たちなどに対して、国民健康保険の一部負担金を減免する制度があるとのことだが、制度の概要と周知の方法は。

答弁(市民・保険課長) 国から一定の基準が示されたことを受けて、平成23年4月から「国民健康保険一部負担金減免等に関する実施要綱」を施行している。災害等での被災、異常気象による農作物の不作や不漁、失業等といった場合に一部負担金を減免するものであり、平成23年9月市報で周知した。

答弁に思う

①県も富山市も高岡市も行革委員会には公募の委員が入っている。また、各種団体の代表者も決して一人だけではない。少人数で議論するのもいいが、幅広く市民の意見を吸い上げるという点ではどうなのか。②各種委員会の構成については、富山市も高岡市もガイドラインを策定し、委員の公募や男女比率を規定している。真似ではなく、市民に開かれた市政とするため、参考にしていただきたい。③国保の一部負担金の減免制度については、9月市報で周知したというが、窓口で相談してくださいと記載してあるだけで制度そのものの存在については全く触れていない。

平成24年3月定例会

平成24年度当初予算等を審議

3月定例会は、新年度の一般会計当初予算の他、8つの特別事業会計などを審議する重要なものとした。次の3点について一般質問をしました。

問一 給食単独調理校の民間委託について

一年前、私の質問に対し、「業者から派遣されている業務責任者とのみ打ち合わせや調理の確認をしているので、労働関係諸法に抵触するものとは考えていない」と答弁されたが、本当にそうなのか。

安心・安全な学校給食の供給のために当然のことであるが、受託事業者の公募に当たり提示された委託仕様書には、従事者の資格要件や健康診査まで立ち入ったものとなっている。それでは全国で問題になっている偽装請負、業務委託に見せかけた労働者派遣事業と判断される恐れが十二分にある。現に、このような点を顧みず民間委託した自治体が、労働局の是正指導により市がほとんど関与できない丸投げ委託となってしまう、結果として子どもたちに安心・安全の給食を供給するという市の責務を放棄せざるを得ない状態となっているケースが全国で発生している。また、どのような契約形態をとれば偽装請負とならないのか検討・研究する必要がある。計画していた民間委託を保留している自治体も存在する。

このような事例を踏まえ、食育の推進はもちろんのこと、市民や事業者に法の遵守を求め、自らがその範たるべき当局の認識を問う。

答弁(教育長) 仕様書に基づき、市が作成した献

立を受託事業者の業務責任者に伝え、打ち合わせを行うが、作業工程の作成や人員の配置などについては受託事業者が行うので、受託事業者の独立性や専門性を確保しており、偽装請負であるとは考えていない。

ご指摘の「学校給食法による献立の作成を本市の栄養士が行うため、企画を行っていないので、受託者が自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること」という請負の基準に該当しない。」という点については、過去の裁判判例から労働関係諸法に抵触するものとは考えていない。

現在、4月からの調理業務開始に向けて、各受託事業者が準備を進めているところであり、民間委託後もこれまでどおりの安全で安心な給食の提供に努めていくので、ご理解をお願いする。

問二 資源物の持ち去りについて

資源ごみ集積場からの資源物の持ち去りを問題とし、それを禁止する条例を制定している自治体が全国に多数ある。

それは、①法により廃棄物の収集、運搬及び処分は自治体の責務と規定されており、集積場に排出された資源物及び不燃ごみについては、自治体が収集・運搬し、資源化・処理処分を行うことで、その責任を果たしているが、資源物等が集積場から持ち去られることにより、その資源物等が、例えば国外に運び出されて適正に処理されず環境汚染につながる恐れもあるなど行方が確認できず自治体が処理責任を果たすことができない、②資源物等の持ち去り行為は、市と市民が協働して築き上げたりサイクルシス

テムを脅かすものであり、長年培ってきた市民の分別意識の低下、さらには市と市民の信頼関係の悪化を招くこととなる恐れがあるなどの理由からである。

こうした動きを鑑み、本市における資源物持ち去りの実態の把握の状況及び持ち去りに対する当局の認識を問う。

答弁（市民環境部長）自治体が行っている資源ごみの回収は、循環型社会を形成する上での重要な取り組みであるが、近年、売却益の出る資源物の持ち去りが全国的に問題となっている。

このため、資源物の持ち去りに対する抑止策の一つとして廃棄物条例の中に、資源ごみ持ち去り禁止条項を規定するなどの対応をしている自治体も多数あり、県内においては、富山市が平成21年4月から、高岡市が本年4月から禁止条項を規定した条例の施行を予定している。

しかしながら、条例改正後も持ち去り行為は後を絶たない状況であり、条例の実効性に欠けるとの指摘もあると聞いている。

本市における資源ごみ持ち去りとしては、平成21年に不燃ごみとして出された自転車などの金属類の燃えないごみの持ち去り事例があつて以降、年間数件程度の持ち去り通報が寄せられている。

市としては、従前からパトロールを実施しているが、持ち去り事例があれば、市に連絡していただくよう自治会の皆さんにお願いしているところであり、今後、市民の皆さんの協力を得ながら、集積場所への警告看板の設置やパトロールの強化などで持ち去りの抑止に努めたい。

問三 市職員による政策形成について

市長提案理由説明において、人件費については、合併前に比較して約23%、約13億円を削減したとしながら、最小の経費で市民ニーズに最大限対応できる少数精鋭体制を構築するため、仕事の内容やプロセスにまで踏み込んで業務を精査・分析し定員適正化計画を着実に進めるとともに、職員の挑戦意欲を高めながら、時代の変化に対応できる職員を育てるとしている。だが、現場の実態は極限まで人員が削減され、日々の実務をこなすのが精一杯であり、何か新しいことに挑戦したり、射水市のための政策をどんな立案するという環境ではないのが現実ではないか。国政が安定しているとは言えない今こそ、自治体に求められているのは、国や県の法制度が地域の実情に合わないなら自治体の実情に合った政策や仕組みを独自に作り出すことだと考えるが、あまりに余裕がない現場では、それが可能だろうか。

職員の皆さんが心底から射水市の発展のために取り組んでいくようにするために、現場の実態に目を向け、横のつながりをより強固にする必要があると考えるが、当局の見解を問う。

答弁（副市長）これからの公務員に期待される役割は、時代の変化に的確に対応しながら、職員自らが、地域の課題を発見し、市民の皆さんとともにその解決に取り組んで、より良いまちづくりを実現していこうとするものであると考えている。一方で、本市の職員数については、一般行政部門の職員数を類似都市と比べると、42団体内9番目に多い状況にある。

今後、行財政環境が厳しさを増していく中で、

多様化・高度化する市民ニーズに 대응していくために、業務の効率化と職員の精鋭化を推進していくことは、市民目線に立った自治体経営の観点から当然の判断であると考えている。

それには、職員の一層の政策形成能力の向上が不可欠であり、これらも継続的に人材育成に取り組みとともに、これまで以上に職員の改革マインドを醸成しながら、職員が処理する個々の業務を分析し、その特性に応じた担い手の多様性や役割分担を検討して、職員がその能力を十二分に発揮できるように行政運営を推進していく。

答弁に思う

①給食単独調理校については、事業仕分けで示された考え方ありきで進められた。高岡市は、小学校については、食育の観点から全校自校直営とする方針を示している。また、別の機会で質問したが、委託事業、指定管理、公共事業などの受託事業所で働く方たちの労働条件については、そこでの労使関係として見て見ぬ振り。コストの安い労働者の量産に役所が加担しているのでは。②資源物の持ち去りは、日常的に行われている気がする。どうせいらぬものだからと放置するのは環境保護の面からいかなるものかと思う。③かの武田信玄は「人は城、人は石垣、人は濠、情けは味方、仇は敵なり」と言われている。射水市のさらなる発展のためにも、市の組織の総合力を高めるためにはどうするべきか。笛を吹く上層部と現場の意識のズレ違いがないようにお願いしたい。

